

第 3 章

防災組織

第3章 防災組織

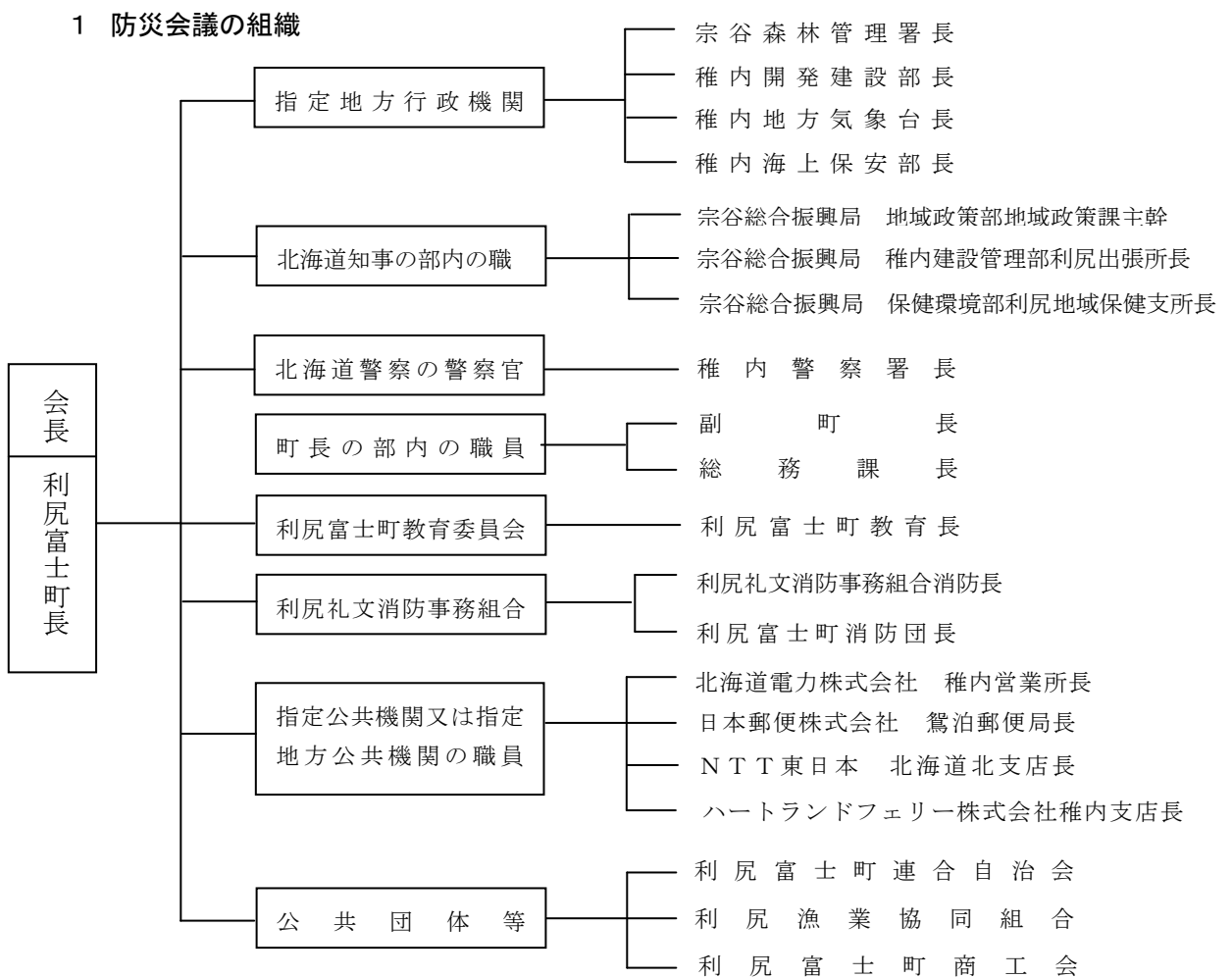
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び特別警報・警報・注意報等の防災気象情報の伝達に関する事項を定め、実施体制の確立を図る。

第1節 組織計画

第1 防災会議

防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項に基づく利尻富士町防災会議設置条例(昭和37年条例第19号)第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害の発生時における情報の収集等を任務とする。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。



2 運 営

防災会議の運営は、利尻富士町防災会議条例の定めるところによる。

第 2 災害対策本部

1 設 置

災害対策本部は、基本法第 23 条の 2 の規定により、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害 (水害、台風、竜巻等)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪)が発表されたとき ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報(暴風雪・大雪)が発表されたとき ・被害が大規模で広域にわたるとき
火 山	<ul style="list-style-type: none"> ・利尻山に噴火警報(居住地域)が発表され、居住地域又は山麓等に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるとき
大 事 故 等	
<ul style="list-style-type: none"> 海上災害 道路災害 危険物等災害 大規模火災 林野火災 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき ・被害が大規模なとき ・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき
冷(湿)害	<ul style="list-style-type: none"> ・冷(湿)害被害が発生したとき
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 5 弱以上の地震が発生したとき ・北海道日本海沿岸北部に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ・地震や津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
特殊災害	
<ul style="list-style-type: none"> 港湾漁港災害 航空災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき ・港湾・漁港区域において船舶火災等及び危険物施設等の災害が予想されるとき ・航空機が消息を絶ったとき ・被害が大規模なとき

2 組織等

【本部長】 町 長

【副本部長】 副町長 【本部付】 教育長

【本部員】 各部長、副部長、鬼脇支所長、会計課長、特別養護老人ホーム園長、
利尻島老人保健施設長

部	部長	副部長	構成班
総務対策部	総務課長	総務課長補佐	総務班、財政班、 調査広報班、
福祉対策部	福祉課長	福祉課長補佐 保健福祉センター所長	救護班、保健衛生班、 人的支援班
産業建設対策部	産業建設課長	産業建設課長補佐	水産班、農林土木班 商工観光班、給水班
文教対策部	教育委員会次長		総務学校班、社会教育班
空港対策部	利尻空港管理事務所 所長	利尻空港管理事務所 次長	空港班
消防部	利尻礼文消防事務組 合利尻富士支署長	利尻富士支署副支署長	総務班、警防班、予防班、救急 救助班
支援部	議会事務局長		支援班

3 災害対策本部の各部所掌事務

災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

部	班	所掌事務	所管係
総務 対策部	総務 班	1 防災会議及び本部員会議に関すること	企画調整係 総務係 鬼脇支所
		2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること	
		3 庁内の非常体制に関すること	
		4 特別警報・警報・注意報等の防災気象情報の受理及び通知に 関すること	
		5 避難の勧告又は指示の発令に関すること	
		6 災害情報の収集及び報告に関すること	
		7 各部(班)の連絡調整に関すること	
		8 救助法の適用に関すること	
		9 自衛隊の派遣要請の出勤要請に関すること	
		10 国、道に対する要請及び報告に関すること	
		11 他市町村との相互応援に関すること	
		12 公務災害補償に関すること	
		13 職員等の災害出勤用被服等の調達及び配付に関すること	
		14 本部職員の食料等の調達供給に関すること	

		<ul style="list-style-type: none"> 15 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関すること 16 車の借上げ及び町有財産の運行管理に関すること 17 災害応急資機材、物資の調達に関すること 18 その他各部に属さないこと 19 その他特命事項に関すること※ 	
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な財政措置に関すること 2 義援金の受付保管に関すること 3 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関すること 4 その他特命事項に関すること※ 	財政係 会計課
	調査広報班	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民に対する警報、避難命令、災害情報の広報に関すること 2 各地区との連絡情報に関すること 3 安否情報に関すること 4 本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること 5 災害の記録に関すること 6 通信連絡機能の確保に関すること 7 関係団体、住民組織等の出動要請に関すること 8 住民組織等との連絡調整に関すること 9 被災者名簿の作成に関すること 10 り災証明に関すること 11 被災者の町税の減免等の措置に関すること 12 被災家屋及びその他資産の調査(被害調査)に関すること 13 その他特命事項に関すること※ 	企画調整係 税務係
福祉対策部	救護班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難場所等への誘導に関すること 2 避難場所等の記録(避難者名簿等)及び報告に関すること 3 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関すること 4 災害に係る相談、苦情等に関すること 5 その他特命事項に関すること※ 	国保衛生住民係
	保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関すること 2 避難所における仮設トイレの設置に関すること 3 被災地の防疫の実施に関すること 4 死亡者の収容及び安置に関すること 5 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること 6 行方不明者の捜索及び死体の処理、埋葬に関すること 7 被災子ども園等の医療、防疫及び給食に関すること 	国保衛生住民係 すこやか保健係 鷺泊診療所

産業建設対策部	人的支援班	<ul style="list-style-type: none"> 9 救急薬品その他衛生資材の供給確保に関する事 10 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事 11 被災者の国民健康保険料の減免に関する事 12 死亡獣畜処理に関する事 13 福祉施設利用者の避難誘導対策に関する事 14 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関する事 15 救護所の設置及び管理に関する事 16 医療等の委託に関する事 17 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関する事 18 通院患者の避難誘導に関する事 	
	人的支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する炊出し及び食料品等の給与に関する事 2 救護施設の設置計画及び実施に関する事 3 救援物資の調達、若しくは受付、配付及び生活必需品の給与、貸与に関する事 4 主要食糧の調達に関する事 5 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関する事 6 日赤救助機関との連絡調整に関する事 7 被災者相談に関する事 8 保育園児等の避難誘導、収容及び災害時の保育所の管理運営に関する事 9 災害時要援護者等の避難誘導に関する事 10 福祉施設利用者の避難誘導に関する事 11 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関する事 12 その他特命事項に関する事※ 	福祉介護係 秀峰園 老人保健施設
	水産班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水産業・港湾施設関係の被害調査及び報告に関する事 2 水産業・港湾施設関係の被害対策及び復旧に関する事 3 水産業・港湾施設関係の応急復旧に関する事 4 船舶等の避難誘導及び救助活動の指導に関する事 5 物資の輸送に係る船舶等の確保に関する事 6 津波・高潮警報発表における港湾及び漁港対策に関する事 7 労務相談、供給に関する事 8 関係機関との連絡調整に関する事 9 被災相談(産業関係)に関する事 10 その他特命事項に関する事※ 	水産港政係
		<ul style="list-style-type: none"> 1 商工観光関係の被害調査及び報告に関する事 	

	<p>商工観光班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 商工観光関係の被害対策及び復旧に関する事 3 商工観光関係の応急復旧に関する事 4 労務相談、供給に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 被災相談(産業関係)に関する事 7 その他特命事項に関する事※ 	<p>商工観光係</p>
	<p>農林土木班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木被害の調査及び路線の確保に関する事 2 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関する事 3 災害時における障害物の除去に関する事 4 災害時における救援物資、医療品等の輸送に関する事 5 応急対策及び復旧の資材、人員、食料等の輸送に関する事 6 道路、橋梁及び河川の応急措置に関する事 7 災害復旧に関する事(障害物の除去を含む) 8 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事 9 災害応急資材の確保に関する事 10 公共施設等の被害調査及び応急対策に関する事 11 応急仮設住宅の設置に関する事 12 住宅の応急修理に関する事 13 災害時の車両(作業用を除く)の確保及び配車に関する事 14 山火事消防及び治山に関する事 15 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 16 関係機関との連絡調整に関する事 17 その他特命事項に関する事※ 	<p>建設農林係 まちづくり係 渉外係</p>
	<p>給水班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の飲料水の確保及び給水に関する事 2 上下水道施設の被害調査及び応急措置に関する事 3 被災上下水道施設の復旧に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事 5 その他特命事項に関する事※ 	<p>上下水道係</p>
<p>文教対策部</p>	<p>総務学校班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設・社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 学用品等の配給に関する事 3 災害時の学校給食に関する事 4 児童・生徒の応急教育に関する事 5 児童・生徒の避難実施に関する事 6 児童・生徒・保護者との連絡調整に関する事 	<p>企画管理係</p>

		7 施設の応急利用に関すること 8 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること 9 教職員の動員に関すること 10 その他特命事項に関すること※	
	社会教育班	1 社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 各種団体との連絡調整に関すること 3 文化財の保護及び応急対策に関すること 4 その他特命事項に関すること※	社会教育係
空港対策部	空港班	1 航空輸送及び救助捜索のための飛行場及び空港保安施設の管理調整に関すること 2 その他特命事項に関すること※	空港管理事務所
消防部	総務班	1 消防関係機関の連絡に関すること 2 総務対策部との連絡調整に関すること 3 隣接消防機関との応援に関すること	利尻富士支署 庶務係
	警防班	1 消防団の非常招集に関すること 2 水火災による水防、消防に関すること 3 災害状況の調査に関すること	利尻富士支署 警防係
	予防班	1 危険物施設等に関すること 2 住民の避難誘導に関すること 3 災害広報に関すること	利尻富士支署 予防係
	救急救助班	1 救急、救助に関すること 2 被災者の捜索及び救出に関すること 3 その他特命事項に関すること※	利尻富士支署 救急救助係
支援部	支援班	1 議会との連絡調整に関すること 2 その他特命事項に関すること※	議会事務局

※その他特命事項について

他の部(班)の応援・支援等の業務につくことを意味する。

災害発生時には、本部全体の活動として主に対応に追われることが予想されるため、避難対策や災害時要援護者対策に関わる業務、また、水防、消火、救助などの各業務については、当該部(班)のみで対応することは困難であることも想定される。

そのため、※の記載の部は、当該部の指示のもと、応援・支援等の業務につくものとする。

4 災害対策本部の設置基準等

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は次のいずれかに該当する場合に本部を設置するものとする。

- ア 利尻富士町に、気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく特別警報・警報が発表され、総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合
- イ 町の区域内で大規模な火災、爆発その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

(2) 災害対策本部の設置

- ア 本部は町役場庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。
- イ 町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、電話、IP 告知端末等により周知するものとする

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止するものとする。

- ア 予想された災害発生の危険が解消したとき
- イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき

5 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする

6 災害対策本部の運営

本部の運営は、利尻富士町災害対策本部条例(昭和 37 年条例第 20 号)の定めるところによる。

7 現地災害対策本部

境地的に相当規模の被害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、本部長は現地災害対策本部を設置し、被害の予防、被害状況把握、応急復旧等にあたるものとする。この場合、本部長の命により各部長等が現地災害対策本部長に就き、本部との連絡・命令指揮にあたる。

8 災害対策本部を設置しない場合の準用

- (1) 町長は、本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置し、必要な災害対策を実施するものとする。
- (2) 前項の規定により連絡会議が設置された場合は、関係する部長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施するものとする。
- (3) 連絡会議の構成は、副町長、総務課長、福祉課長、産業建設課長、消防支署長、その他副町長が指名する職員とする。

(4) 連絡会議は、災害発生の危険が解消したとき、又は本部が設置されたときは、解散する。

第3 本部員会議

1 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員のほか、本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。(災害対策本部組織参照)

2 本部員会議の協議事項

- (1) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること
- (2) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること
- (3) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (4) その他災害対策に関する重要な事項

3 本部員会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- (2) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (3) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (4) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長(総務課長)にその旨を申し出るものとする。

4 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

5 本部連絡員

- (1) 総務対策部長(総務課長)が必要と認めるときは、各部に本部連絡員を置くものとする。
- (2) 各部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、本部からの情報及びその調整を図る。
- (3) 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
 - ア 所属部内の動員及び配備体制状況の掌握
 - イ 応急対策の実施及び活動状況の掌握
 - ウ 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
 - エ 所属部内の災害に関する情報のとりまとめ
 - オ 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

第4 警戒・非常配備体制

1 非常配備体制の基準

非常配備体制の基準は、次のとおりとする。

図表 非常配備体制の基準

区分	種別	配備時期	配備内容	担当課等
本部の設置前	第1非常配備体制	(1)大雨、洪水、暴風等の警報又は情報等を受けたとき (2)震度4の地震が発生したとき。 (3)北海道日本海沿岸北部に津波注意報が発表されたとき (4)本部設置に至らない小規模災害が発生するおそれが生じた場合又は発生した場合	総務対策部及び各部長による情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。また、第2配備体制に移行し得る体制をとるものとする。	総務対策部 各部長等 関係課員
	第2非常配備体制	(1)特別警報が発表されたとき (2)局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき (3)震度5弱以上の地震が発生したとき。 (4)日本海沿岸に津波警報が発表されたとき (5)必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	関係各部の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備体制に直ちに切り替え得る体制をとるものとする。	総務対策部 全対策部
本部の設置後	第3非常配備体制	(1)広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき (2)震度6弱以上の地震が発生したとき (3)日本海沿岸に大津波警報が発表されたとき (4)予想されない重大な災害が発生したとき	災害対策本部の全員をもってあたるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員

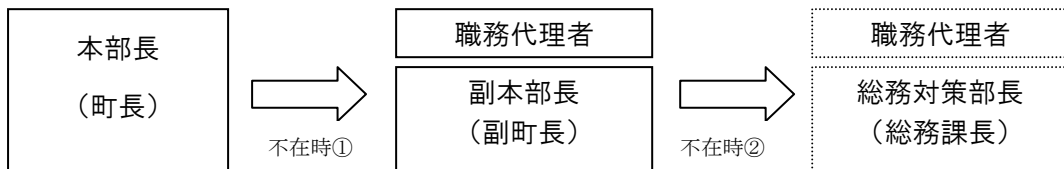
注)被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変な配備体制をとるものとする。

2 非常配備体制の活動要領

非常配備体制は、次のように定めておくものとする。

なお、本部長(町長)不在時における指揮命令系統の確立のため、あらかじめ職務代理者を定めておくこととする。

図表 本部長(町長)不在時の職務代理者



(1) 動員の方法

ア 総務対策部長(総務課長)は、本部長の非常配備決定に基づき副本部長及び本部員(対策部長)に対し、本部の設置及び非常配備を通知するものとする。

イ 各対策部長は、アの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。

ウ 配備要員は各対策部長からイの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各対策部長(各課長)は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておくものとする。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員(招集)は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

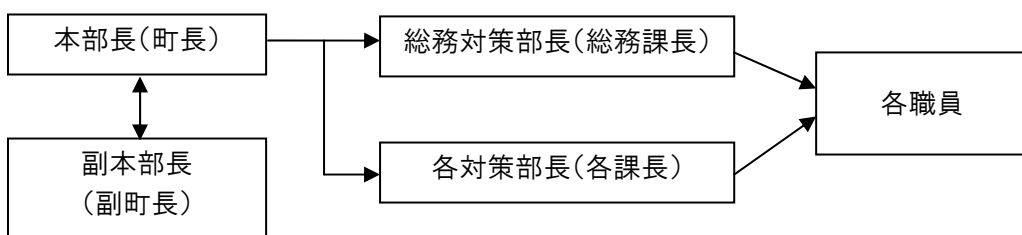
ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、本部長の指示により、総務対策部長は各対策部長に通知するものとする。

(イ) 各対策部長(各課長)は、速やかに所属職員に通知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

(ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等によるものとする。

図表 伝達系統(勤務時間内)



イ 勤務時間外(休日又は退庁後)の伝達系統及び伝達方法

(ア)次の情報を受けた場合(防災担当者、当直警備員、日直職員)は直ちに総務対策部長(総務課長)に連絡するものとする。

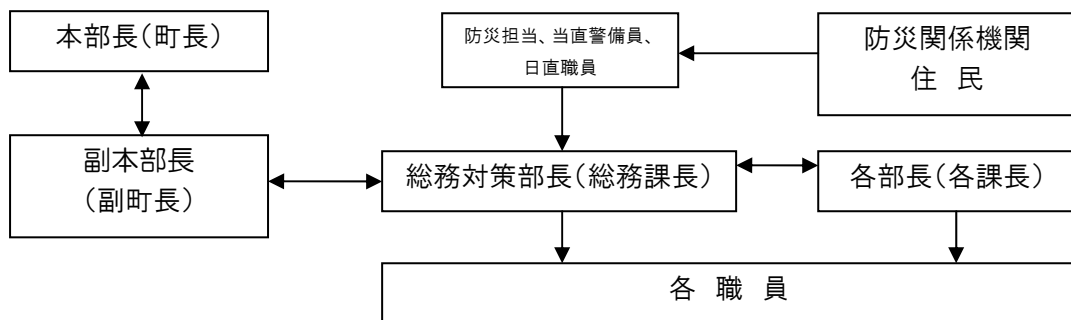
- a 気象警報等が北海道・宗谷総合振興局、NTT 東日本、NTT 西日本及びJアラート(消防庁)から通報された場合
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合

(イ)総務対策部長(総務課長)は、必要に応じて関係部長、職員に通知するものとする。

(ウ)非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずるものとする。

(エ)伝達は電話等によるものとする。

図表 伝達系統(勤務時間外)



(3) 警戒・非常配備体制化の活動

ア 第1 非常配備体制下の活動

第1 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

総務対策部長(総務課長)は、稚内地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。

イ 第2 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 総務対策部長(総務課長)は、稚内地方気象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。

(イ) 総務対策部長(総務課長)は、関係対策部長(各関係課長)に収集情報を提供し、及び各対策部の活動状況等を把握するものとする。

(ウ) 関係対策部長(各関係課長)は、総務対策部長(総務課長)からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行うものとする。

(エ) 第2 非常配備体制の職員の人数は、状況により関係対策部長(各関係課長)において増減するものとする

ウ 第3 非常配備体制下の活動

非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催するものとする。
- (イ) 各対策部長(各関係課長)は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。
- (ウ) 総務対策部長(総務課長)は、関係対策部長(各関係課長)及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 災害の現況を対策部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区(被災予定地)へ配置すること。
 - c 関係対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

(4) 職員の緊急参集

ア 本部長は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員(招集)を指示する。

イ 職員は、勤務時間外、休日等において動員(招集)の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。

(ア) 本部が設置された場合は、電話、IP 告知端末、防災行政無線、町ホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)、広報車、テレビ、ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集するものとする。

(イ) 震度 5 弱以上の地震が発生したときは、動員(招集)の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。

(ウ) 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集するものとする。

ウ 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動することとする。

(ア) 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

(イ) 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

(ウ) 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、港湾、漁港、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

(エ) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、利尻礼文消防組合(利尻富士支署)又は稚内警察署(鴛泊・鬼脇駐在所)へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

第5 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長(町長)は、災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための収容避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 収容避難所内での炊出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長(町長)が協力を求める事項。

2 協力要請先

- (1) 協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。
 - ア 利尻富士町社会福祉協議会
 - イ 各自治会
 - ウ 町内自主防災組織
- (2) その他の団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 住民組織との連携

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係する対策部とする。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報（注意報を含む）、特別警報・警報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は本計画に定めるところによる。

第1 特別警報、警報、注意報並びに情報等の通報及び伝達

気象等に関する特別警報、警報、注意報等の防災気象情報の通報及び伝達等は気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行われるもので、本町における特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、伝達方法等は次によるものとする。

1 種類並びに発表基準

(1) 特別警報

現象の種類	発表想定	
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

(2) 警報基準

利尻富士町	府県予報区		宗谷地方		
	一次細分区域		宗谷地方		
	市町村等をまとめた地域		利尻礼文		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間 45 mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	82	
	洪水		雨量基準	-	
			流域雨量指数基準	-	
			複合基準	-	
			指定河川洪水予報による基準		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s ※1	
			海上	25m/s	

	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s ※1 雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50 cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.1m	

※1 本泊（アメダス）の観測値は東北東～東および南南西～南西の風においては 25m/s を目安とする。

(3)注意報基準

注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 30 mm		
		土壌雨量指数基準	68		
	洪水	雨量基準	-		
		流域雨量指数基準	-		
		複合基準	-		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	強風	平均風速	陸上	13m/s※2	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	11m/s ※2 雪による視程障害を伴う	
			海上	15m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.7m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	50 mm以上:24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計			
	濃霧	視程	陸上	200m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%			
	なだれ	① 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上 ② 積雪の深さ 50 cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上			
	低温	5 月~10 月:(平均気温) 平年より 5℃ 以上低い日が 2 日以上継続 11 月~4 月:(最低気温) 平年より 8℃ 以上低い			
霜	最低気温 3℃ 以下				
着氷	船体着氷:水温 4℃ 以下 気温-5℃ 以下で風速 10m/s 以上				
着雪	気温 0℃ くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	80 mm		

※2 本泊（アメダス）の観測値は東北東～東および南南西～南西の風においては 15m/s を目安とする。

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(4)情報基準

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm
------------	-------	------

(5)地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(6)浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(7)警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類		概 要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報には(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や結果による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雨の下で発生することの多い突風や、「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害がはっせいしたり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	

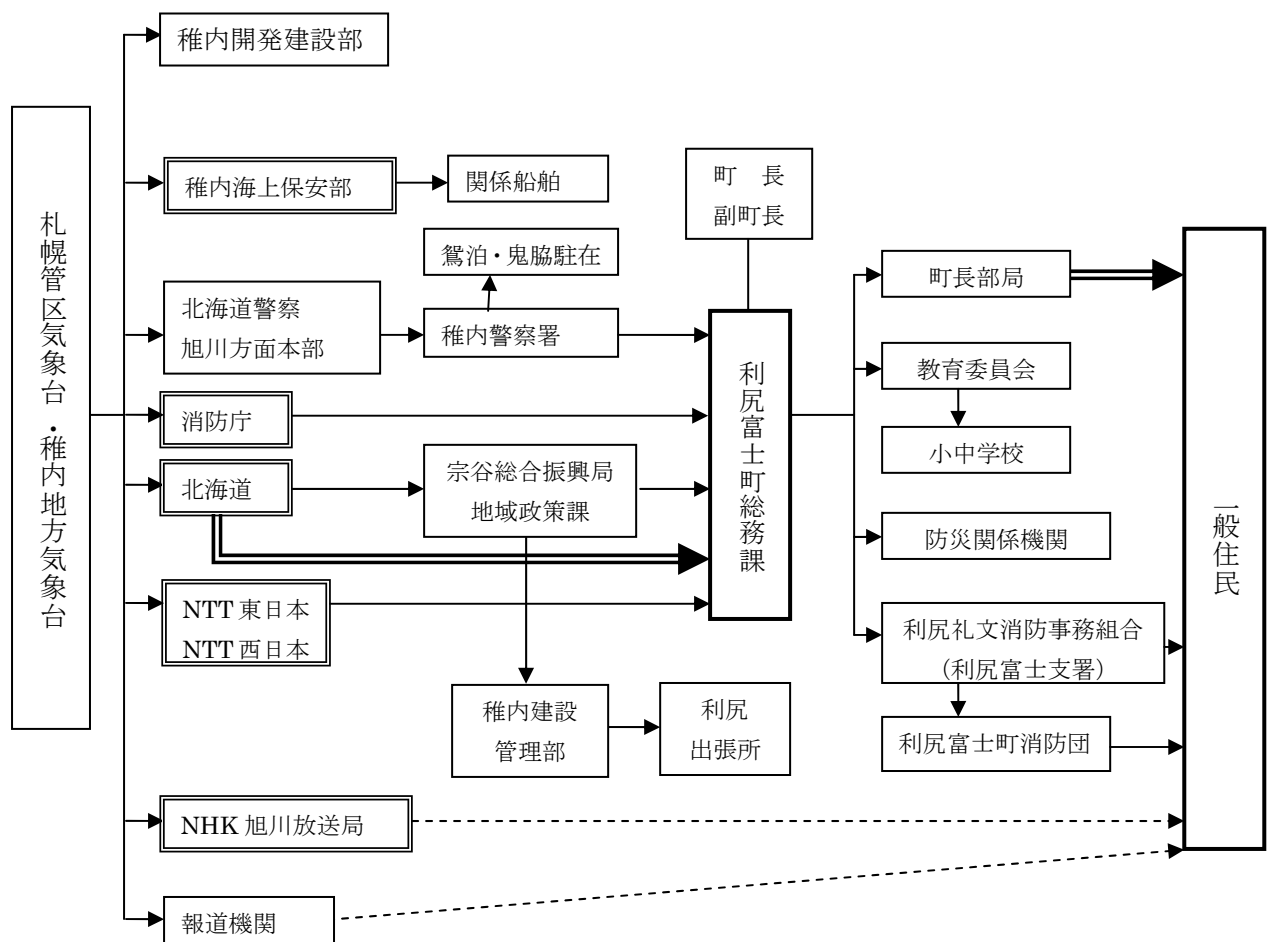
2 特別警報・警報、注意報及び警報の伝達系統

(1) 町は、気象等の特別警報・警報・注意報について、道、消防庁、NTT 東日本、NTT 西日本から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちにIP告知端末、防災行政無線及び広報車などにより住民へ周知する。

(2) 特別警報・警報・注意報は、次のように伝達系統により、電話、無線、ファクシミリ、その他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達するものとする。

図表 気象警報等の情報等情報伝達系統図



※注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

- (1) 気象注意報及び警報等は、勤務時間中は総務課が、勤務時間外は、警備会社(夜間警備員)が受理するものとする
- (2) 勤務時間外に警備会社(夜間警備員)が気象注意報、警報等を受けたときは、気象通報受理簿(兼送信票)(様式 1)に記載するとともに、次に掲げる警報については、総務課長(不在のときは総務課長補佐)に連絡するものとする。
〔連絡する気象特別警報・警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕
- (3) 気象通報受理簿(兼送信票)は、宿日直業務終了後、総務課長に提出するものとする。
- (4) 総務課長は、気象注意報及び警報を受理した場合、速やかに町長、副町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。

3 水防活動用気象注意報及び警報

気象庁(稚内地方气象台)が、洪水、津波又は高潮により災害が起こるおそれがある場合に行う水防活動用の注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

(1) 水防活動用の注意報・警報の種類は、次のとおりである

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2) 伝達系統

達系統については、予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等情報伝達系統図のとおりとする。

4 雨量情報・水位情報

町内を流れるアフトロマナイ川、雄忠志内川の雨量・水位情報は、稚内建設管理部「河川サーバ閲覧システム」にて確認することができる。

5 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、稚内地方気象台から北海道に通報されるものである。

通報された北海道は、管内市町村長に通報するものとする

ア 通報基準

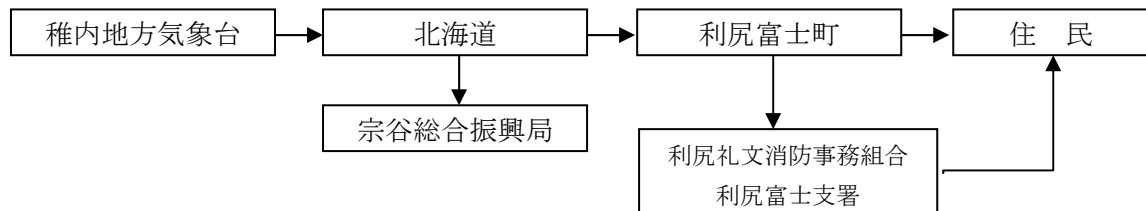
図表 通報基準

発表官署	通報基準
稚内地方気象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上13m/s以上が予想される場合。ただし、平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。

図表 伝達系統



(2) 林野火災気象情報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章 第6節 林野火災対策計画」により実施するものとする。

6 気象情報等

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象業務法第11条及び気象業務法施行規則第46条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量

計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する情報

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である

(5) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部と稚内地方気象台が共同して発表する情報をいう。(第4章第7節 土砂災害予防計画において詳細を記載)

(6) 伝達系統

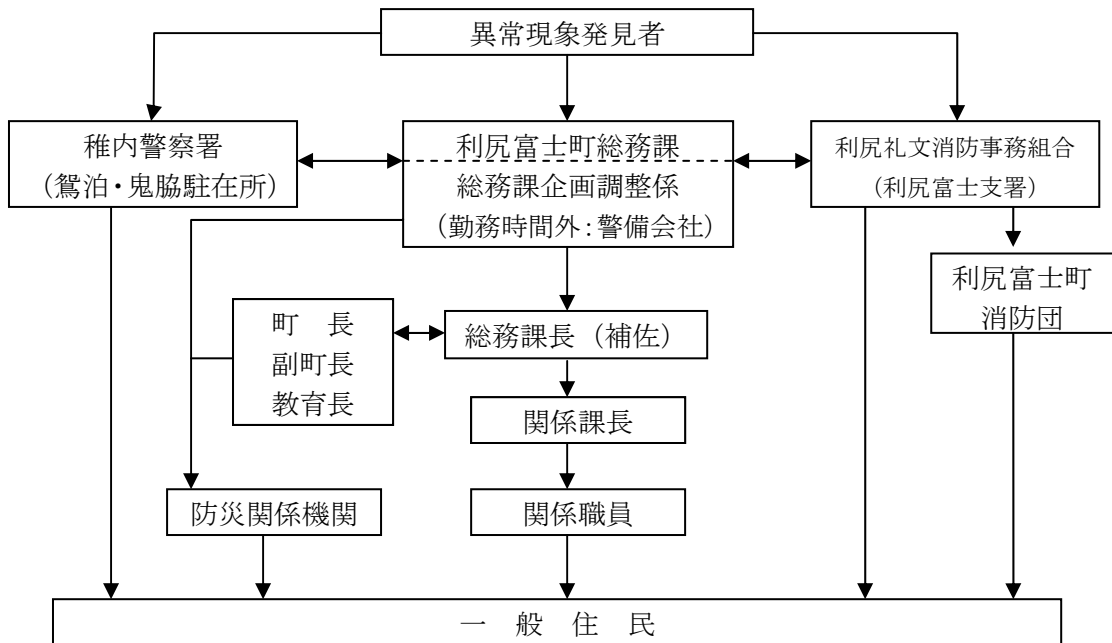
伝達については、予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等情報伝達系統図のとおりである。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生した場合、又は異常現象(局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等)発見者は、災害情報連絡系統図により速やかに町、稚内警察署(駕泊・鬼脇駐在所)等に通報するものとする。

図表 災害情報連絡系統図



2 町への通報

異常現象を発見した場合、又は発見者から通報を受けた稚内警察署(鴛泊・鬼脇駐在所)、利尻礼文消防事務組合利尻富士支署は、災害情報連絡系統図により直ちに町(総務課)に通報するものとする。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知

- (1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。
- (2) 防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図によるものとする。

4 通報の取扱い

- (1) 発見者からの通報は、勤務時間外にあつては警備会社が受理し、総務課長に報告するものとする。
- (2) 総務課長は、発見者又は消防からの通報を受けたときは、町長・副町長に報告するとともに事務処理にあたるものとする。

5 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡するものとする。

- (2) 災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を宗谷総合振興局長に報告するものとする。